

野田総合病院「適切な意思決定支援に関する指針」

一般病棟及び地域包括ケア病棟に入院する患者さまは、疾患を抱えて治療、療養、生活を送るにあたり、いろいろな意思決定をする必要があります。

私達病院職員は、患者さまおよび、ご家族や関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、その意思決定が出来るように適切な支援を行います。

特に大きな問題となるのが

- 1, 人生の最終段階における医療選択の意思決定
- 2, 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さまの意思決定
- 3, 身寄りが無い患者さまの意思決定

です。このようなケースに対処するための当院の指針を以下に定め、活用していきます。

1, 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定

1-1:ご本人の意思が確認出来る場合

- ・ご本人により意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。決定内容は当院の「私のリビングウィル」を利用して記載し、カルテに保存します。
- ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者さまやご家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援します。ご本人が自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もありますので、そのような時の対応について、予めご家族等を含めた話し合いを行います。

1-2:ご本人の意思が確認出来ない場合

- ・ご家族等がご本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。
- ・ご家族等が本人の意思を推定出来ない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについてご家族と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。
- ・ご家族等がいない場合、または、ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。
- ・これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は野田総合病院倫理委員会で、その方針を審議いたします。

2, 認知症で、自らが意思決定することが困難な患者さまの意思決定支援

2-1:障がい者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限りご本人の意思を尊重し、反映をしながら意思決定を支援していきます。ご家族及び関係者と医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して、その意思決定を支援していきます。

3, 身寄りが無い患者さまの意思決定

3-1:身寄りが無い患者さまにおける、医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なります。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援していきます。

4, 参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスに関するガイドライン
(厚生労働省 2018 年 3 月改訂)
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
(研究代表者 山懸然太郎 2022 年 7 月)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン
(厚生労働省 2018 年 6 月)

2016 年 7 月 1 日制定

2020 年 4 月 1 日改訂

2023 年 4 月 1 日改訂

2025 年 2 月 1 日改訂

野田総合病院 病院長